**平成２９年（フ）第６２号**
富山県射水市善光寺20番地８　スカイコーポ善光寺106、住民票上の住所東京都目黒区目黒３丁目４番３号
債務者　林　　洋一
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓑　健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２９年（フ）第２３９号**
愛知県一宮市木曽川町黒田字往還西南ノ切223番地　クラリス21－D101号
債務者　伊藤　典子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　隆行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２９年（フ）第１３３０号**
愛知県尾張旭市庄南町３丁目９番地の19、住民票上の住所名古屋市昭和区高峯町25番地
債務者　奥平　淑子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋元　隆弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月31日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２９年（フ）第１２６号**
茨城県つくばみらい市足高1282番地
債務者　井波　和美
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２９年（フ）第１６１号**
茨城県つくば市並木３丁目16番地４　並木マンション503号、前住所茨城県つくば市花畑３丁目22番地３　サンライフ市村Ｂ棟101号
債務者　大川　智久
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２９年（フ）第１４２号**
茨城県古河市けやき平１丁目２番地２
債務者　鈴木　路子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２９年（フ）第１５１号**
茨城県桜川市真壁町長岡265番地２
債務者　松村　清一
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２９年（フ）第１５６号**
茨城県常総市水海道森下町4416番地　ベルメゾン101号、前住所茨城県常総市中山町13番地３
債務者　由元　浩樹（旧姓永瀬）
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２９年（フ）第１７４号**
茨城県古河市高野1122番地
債務者　篠崎　　守
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２９年（フ）第１９号**
千葉県館山市正木1118番地の２　明石ハイツ205号
債務者　出口　正直（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
千葉地方裁判所館山支部

**平成２９年（フ）第７８号**
富山県高岡市太田4426番地２
債務者　橋本　良平
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２９年（フ）第２１４号**
山梨県甲府市丸の内２丁目38番15号　コーポ丸の内304、前住所山梨県甲府市丸の内２丁目38番15号　コーポ丸の内302号
債務者　樋上　幸雄
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第２３７号**
山梨県富士吉田市上吉田4356番地の36、申立時の住所岐阜市芋島１丁目７番19―503号（グランド・ルー）
債務者　臼井　純子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
岐阜地方裁判所

**平成２９年（フ）第１３３２号**
名古屋市熱田区神宮４丁目９番14号　熱田荘309号、従前の住所福岡県大牟田市三川町４丁目81番地１　コーポ栄苑202号
債務者　大場　清美
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１１９号**
滋賀県近江八幡市田中江町614番地２（Ｂ－202号）、前住所滋賀県近江八幡市西本郷町252番地24（111号）
債務者　荘村　祥郎
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２９年（フ）第１３０号**
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川892番地
債務者　三村　　愛
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
大津地方裁判所彦根支部